

平成26年第2回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

平成26年4月17日（木）

午後2時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第4 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第6 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第7 議案第26号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	4月17日	木	本会議	午後2時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決
第2日	18日	金	考案日		
第3日	19日	土	休会		
第4日	20日	日	休会		
第5日	21日	月	考案日		
第6日	22日	火	考案日		
第7日	23日	水	本会議	午後2時	質疑、討論、採決 閉会

平成26年第2回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成26年4月17日		
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場		
開 会	4月17日 14時00分		
応 招 議 員	1 番 是石 直哉	6 番 丸谷 一秋	
	2 番 山本 定生	7 番 今津 時長	
	3 番 太田 文則	8 番 是石 利彦	
	4 番 梅津 義信	9 番 若山 征洋	
	5 番 横川 清一	10番 花畑 明	
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	応招議員に同じ		
欠 席 議 員	不応招議員に同じ		
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 今富壽一郎	企画財政課長 奥田 健一	
	教 育 長 園田 陽一	税 務 課 長 峯本 安昭	
	総 務 課 長 江河 厚志	教 務 課 長 田中 修	
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	局 長 奥邨 厚志		
	書 記 守口 英伸		
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり		
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり		

午後2時00分開議

○議長（花畑 明君） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。ただいまから、平成26年第2回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。日程第1。

○議員（1番 是石 直哉君） 動議。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（花畑 明君） 是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 是石です。

議事日程変更の動議を提出します。予算案件議案第26号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第2号）を本日中に直ちに日程に追加し。（「まだ、まだ言ってない」と呼ぶ者あり）

○議長（花畑 明君） 是石議員。まだまだ。暫時、休憩といたします。

午後2時01分休憩

.....

午後2時01分再開

○議長（花畑 明君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

.....

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（花畑 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に若山征洋議員、是石直哉議員の2名を指名いたします。

.....

日程第2. 会期の決定について

○議長（花畑 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日4月17日から4月23日までの7日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

○議員（1番 是石 直哉君） 動議。

○議長（花畑 明君） 是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 先ほどは失礼しました。

議事日程の変更の動議を提出します。

予算案件の議案第26号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第2号）を本日中に直ちに日程に追加し、質疑を打ち切り、即、討論、採決までを議題とするようお願いし、及び4月23日の本会議を省略することを望みます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（花畑 明君） ただいま是石直哉議員から会期短縮の動議が提出をされました。この動

議には1名以上の賛成者がございますので、成立をいたしました。

それでは会期を本日、4月17日、1日間に短縮することの動議を議題として採決をいたします。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（花畑 明君） 起立少数です。したがって、本臨時会の会期を本日、4月17日から4月23日の7日間に決定をいたしました。済いません。この短縮することの動議は、もとい、ただいまの是石直哉議員の短縮することに対する動議は否決をされました。（「ちょっと休憩聞きたいことがあるから」と呼ぶ者あり）

暫時、休憩といたします。

午後2時04分休憩

午後2時04分再開

○議長（花畑 明君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

よって、今会期は本日、4月17日から4月23日の7日間に決定をいたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第4. 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第5. 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第6. 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第7. 議案第26号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（花畑 明君） なお、本日は日程第3、議案第22号から日程第6、議案第25号までの4案件は提案理由の説明及び議案の内容の説明後、質疑、討論、採決を行い、日程第7、議案第26号につきましては、提案理由の説明及び議案の内容の説明にとどめます。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 議案第22号専決処分の承認を求めることについて、議案第23号専決処分の承認を求めることについて、議案第24号専決処分の承認を求めることについて、議案第

25号専決処分の承認を求めることについて、議案第26号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について。

以上です。

○議長（花畑 明君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 本日、平成26年第2回臨時議会を招集しましたところ、議員各位には公私ともに極めて御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

このたびの臨時議会には、専決処分の承認案件4件、予算案件1件の計5件について御審議願いたく御提案いたしております。

提案理由について御説明を申し上げます。

議案第22号吉富町税条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第25号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、専決処分の報告をし、承認を求めるものであります。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布され、また同法律が平成26年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、吉富町税条例及び国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、平成26年3月31日に専決処分したものであります。

議案第26号は、平成26年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算にそれぞれ1,998万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億6,098万円とするものであります。歳入では17款繰入金1項基金繰入金で1,998万円、地域の元気臨時交付金基金から繰り入れをするものであります。歳出では10款教育費2項小学校費で1,898万円、吉富小学校のグラウンドを芝生化にするため必要な予算を計上するものであります。同じく10款4項社会教育費で100万円、フォーユー会館駐車場のブロック塀の取りかえ工事を行うものであります。

以上、提出議案についてはいずれも行政運営上、重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決、御承認くださいますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第22号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） それでは御説明をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

議案第22号専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）は平成25年3月30日に公布されました。同法による改正のうち一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する政令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日にそれぞれ公布されることになりました。これに伴い、吉富町税条例の一部の改正が必要となり、平成26年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

議案書の3ページをお願いします。吉富町税条例の一部を改正する条例を記載しております。なお、吉富町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に基づき、必要な条例改正を行っております。

資料、吉富町税条例新旧対照表で御説明をいたします。新旧対照表の1ページをお願いします。第47条の2、第47条の5は法令改正にあわせて年金特徴の規定除外、仮特徴の算定方法等でございます。

2ページ、附則第7条の4は引用条文の追加でございます。

3ページ、附則第16条の3から、5ページ、同19条は法改正にあわせての年金特徴の上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたこと及び株式等にかかわる譲渡取得等の分離課税を一般株式等にかかわる譲渡取得等の分離課税と上場株式等にかかわる譲渡株式等の分離課税に改組したことに伴う所定の規定の整備でございます。

6ページをお願いします。6ページから14ページでは附則第19条の2で規定の新設にあわせての新設、旧附則第19条の2、3、4、5、6及び旧附則第20条は規定の削除でございます。

15ページをお願いします。旧附則第20条の2は規定を繰り上げ、16ページに移って、旧附則第20条の3は規定を除外しております。

17ページから旧附則20条の4は法改正にあわせて改正、21ページ、旧附則第20条の5は規定を削除しております。

それでは、議案書の6ページをお願いします。附則、施行期日、第1条、この条例は平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。1号、2号は記載のとおりです。経過措置、第2条第1項、第2項、第3項は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。御承認方よろしく申し上げます。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。

なお、質疑に当たっては自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数

は同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしく願いいたします。

本案に対しての御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。

この議案第22号から25号まで、法改正による条例の改正だというふうにお聞きしました。法の趣旨と違う部分がありましたら教えてください。

○議長（花畑 明君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 法改正のとおりでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。まず、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決しました。

日程第4、議案第23号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） それでは、議案書の8ページをお願いします。

議案第23号専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布されました。これに伴い、吉富町税条例の一部を改正する必要があり、平成26年3月31日付で専

決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の10ページをお願いします。吉富町税条例の一部を改正する条例をそこに記載しております。なお、吉富町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に基づき、必要な条例改正を行っております。

資料、吉富町税条例新旧対照表で御説明をいたします。

新旧対照表の22ページをお願いします。第23条、33条関係は法改正にあわせての改正でございます。

23ページで、第34条の4で法人税割の税率を100分の12.3から100分の9.7へ、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用するとして改正をするものでございます。

25ページをお願いします。第82条は軽自動車税の税率の変更です。税額につきましては、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては1.25倍にそれぞれ引き上げるものでございます。また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から最初の新規車検後13年を経過した四輪車等についても平成28年度から20%の重課を行うこととする。二輪車につきましては、税率を1.5倍に引き上げた上で2,000円未満の税率を2,000円に引き上げるものでございます。

27ページをお願いします。附則第6条関係、27ページから33ページまでは規定の除外をしております。

33ページをお願いします。第7条の4から第10条の3までは法改正にあわせての改正でございます。

35ページ、第10条の3、第9項は耐震改修が行われた既存建物等にかかわる固定資産税の減額措置の新設等を法改正にあわせて改正をしております。これ以降につきましても、法改正にあわせての記載のとおり改正をしております。

それでは、議案書に戻りまして14ページをお願いします。上から5行目になります。附則、施行期日、第1条、この条例は平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。1号から6号までは記載のとおりでございます。

町民税に対する経過措置、15ページです。第2条第1項から第7項は記載のとおりでございます。

固定資産税に関する経過措置、16ページです。第3条第1項から第7条までは記載のとおりでございます。

17ページ、軽自動車に関する経過措置、第4条、第5条も記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。先ほどは22号から25号まで一気に行ってしまいました。申しわけない。

とりあえず、これも法改正に伴う条例改正とお聞きしました。法の趣旨と違う部分がありましたら教えてください。

○議長（花畑 明君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） これも法改正のとおりでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決しました。

日程第5、議案第24号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。

議案書18ページをお願いします。

議案第24号専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する政令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日にそれぞれ公布されることになりました。これに伴い、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正が必要となり、平成26年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

議案書の20ページをお願いします。吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を記載しております。なお、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法の規定に基づいて必要な条例改正を行っております。

資料、吉富町国民健康保険税条例新旧対照表で御説明をいたします。

新旧対照表の45ページをお願いします。附則第3条、6条は法改正にあわせて改正を行っております。上場株式等にかかわる配当取得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたこと及び株式等にかかわる譲渡取得等の分離課税と上場株式等にかかわる譲渡取得の分離課税を改組したことに伴う所要の規定の整備でございます。附則第7条は上場株式等にかかわる譲渡取得の分離課税を新設したことに伴い、規定を申請するものでございます。

46ページをお願いします。旧附則第7条、8条、9条は法改正にあわせて削除をするものでございます。

47ページ、旧附則第10条は既定の繰り上げを行い、附則第8条に繰り上げを行うものでございます。附則第11条を削除し、旧附則第12条、13条、14条は規定の繰り上げを行い、附則第11条は法改正にあわせて改正を行うものでございます。附則第15条は法改正にあわせての規定を削除するものでございます。

それでは議案書に戻りまして21ページをお願いします。附則、施行期日、この条例は平成29年1月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくをお願いします。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。

こちらも法改正による条例改正とお聞きしました。法の趣旨と違う部分がありましたら教えてください。

○議長（花畑 明君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。法改正のとおりでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決しました。

日程第6、議案第25号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） それでは、議案書の22ページをお願いします。

議案第25号専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布されました。これに伴い、吉富町国民健康保険税条例の一部の改正が必要となり、平成26年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の24ページをお願いします。吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を記載しております。なお、この条例につきましては、地方税法の改正に基づき、必要な条例改正を行っております。

資料、吉富町国民健康保険税条例新旧対照表で御説明をいたします。

新旧対照表の50ページをお願いします。第2条第3項で後期高齢者支援金賦課額の限度額を14万から16万に改正するものです。同じく第4項で介護納付金賦課額の限度額を12万から14万に変更をするものです。第23条第1項では当該納税義務者を削除し、52ページ、第

3号で35万から45万円に改正をするものでございます。これは国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を改正するものでございます。

議案書の24ページをお願いします。附則、施行期日、この条例は平成26年4月1日から施行する。適用区分改正後の吉富町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本案に対しての質疑はございませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらも議案第25号も地方税法改正というふうにお聞きしました。法の趣旨と違う部分がありましたら教えてください。

○議長（花畑 明君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。法改正のとおりでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決しました。

続いて、日程第7、議案第26号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

担当課長に補正予算書の内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明申し上げます。

補正予算書の1ページ目をお願いいたします。平成26年度吉富町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,998万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,098万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

その内容につきましては、事項別明細書6ページをお願いいたします。歳入についてでございます。17款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金2節特定目的基金繰入金で地域の元気臨時交付金基金より1,998万円を繰り入れるものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 説明いたします。

予算書7ページをお願いいたします。歳出です。10款教育費2項小学校費1目学校管理費。運動場芝生化に係る予算であります。

11節需用費、37万円の計上です。これの内容につきましては、冬季に播種をします冬芝の種子とその肥料の購入費であります。

次に、13節委託料で51万円の計上であります。内容につきましては、土をほぐしまして水の浸透性をよくするためのドレン作業委託分が29万4,000円、管理技術指導コンサルタント料が21万6,000円であります。

次に、15節工事請負費で1,600万円の計上であります。内容につきましては、スプリンクラー設置工事費分が1,570万円、周知用看板設置工事費分が30万円であります。

次に、16節原材料費で90万円の計上であります。これは芝苗の購入費であります。

最後に、18節備品購入費で120万円の計上であります。内容につきましては、芝刈り機1台の購入費です。

続きまして、同じく10款4項社会教育費5目フォーユー会館費15節工事請負費100万円の計上であります。内容につきましては、体育館の南側駐車場の東側広津さんとの間にあります

ブロック塀の一部が先月、来館者の駐車時に破損をされました。この破損部分の修復につきましては、当事者の負担となりますが、現在のブロック塀の老朽化が激しいこともありまして、その修復にあわせてブロック塀をネットフェンスに改修したいと計画しておりますので、その工事費を計上するものであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 49 分散会
